

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震診断を実施した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより地震に対する木造住宅の耐力を確認し、安全な住宅の整備を促進することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、羽生市補助金等の交付手続等に関する規則（平成23年規則第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において耐震診断とは、次に掲げる住宅について建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する1級建築士、2級建築士又は木造建築士の資格を有する者が行う地震に対する耐力診断をいう。

(1) 建築確認に基づき昭和56年5月31日以前に着工し建築された一戸建住宅（居住部分の床面積が2分の1以上の併用住宅を含む。）

(2) 地上2階建以下の住宅で在来工法により建築された住宅

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者であつて、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 耐震診断に係る住宅を所有し、かつ、居住していること。

(2) 補助金の交付申請日までの市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、耐震診断に要する経費とし、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 耐震診断に要する経費の額が、5万円以上であること。

(2) 耐震診断が、補助金の交付申請日の属する年度の3月31日までに完了すること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、5万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、一の建築物において1回とする。

(申請書等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、羽生市木造住宅耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票
- (2) 市税の納税証明書
- (3) 耐震診断見積書の写し
- (4) 耐震診断に係る住宅の家屋評価証明書、案内図、現況写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定通知）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、羽生市木造住宅耐震診断補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第8条 前条の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、耐震診断の計画を変更し、又は中止しようとするときは、羽生市木造住宅耐震診断補助金計画変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（完了報告）

第9条 交付決定者は、耐震診断が完了したときは、羽生市木造住宅耐震診断完了報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し完了検査を受けなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書
- (2) 耐震診断費用の領収書の写し

（交付額確定通知）

第10条 市長は、前条に規定する完了報告書の内容を審査し、適合すると認めるときは、補助金額を確定し、羽生市木造住宅耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第11条 前条の通知を受けた交付決定者は、羽生市木造住宅耐震診断補助金交付請求書（様式第6号）により、補助金の交付を請求するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成19年3月30日告示第20号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月8日告示第8号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第17号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第4条第1号の改正規定、様式第1号の改正規定（「又は外国人登録済証明書」を削る部分に限る。）及び様式第3号の改正規定（「又は外国人登録済証明書」を削る部分に限る。）については、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年2月8日告示第6号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月4日告示甲第13号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月22日告示甲第18号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月11日告示甲第23号）

この告示は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。